

学会誌投稿及び編集等に関する規程

1 掲載内容

- (1) 「研究論文」
- (2) 「実践報告」
- (3) 学術研究大会記録（講演、共同討議、シンポジウム、研究発表内容等）
- (4) 「研究ノート」、「資料」、「書評」、「書籍紹介」等

2 投稿条件

- (1) 投稿者は、共著も含め、全員が本学会会員であること。
- (2) 内容は美術教育の発展に期するものであり、未発表のものに限る。
- (3) 投稿者は、学会ホームページもしくは、学会誌最新号の巻末に掲載されている「投稿用紙」に必要事項を記入し、印刷したものを原稿とともに提出すること。
- (4) 「投稿論文等執筆細則」にもとづいた原稿であること。
- (5) 「日本美術教育学会倫理綱領」及び一般的な研究倫理に抵触しないこと。

3 掲載条件

- (1) 「研究論文」で、査読の結果を受け掲載可能と学会誌編集委員会が判断したもの。
- (2) 「実践報告」で、掲載可能と学会誌編集委員会が判断したもの。
- (3) 「研究ノート」、「資料」、「書評」、「書籍紹介」等で、掲載可能と学会誌編集委員会が判断したもの。

4 著作権

学会誌に掲載された研究論文等の著作権、及び学会誌の出版権は本学会が有する。

5 体裁及び執筆要項

学会誌の体裁はA4版とし、詳細については、別に定める「投稿論文等執筆細則」による。

6 校正

執筆者による校正は、再校（二校）までとする。それ以降は編集委員会にて行う。入稿後の変更は原則として認めない。なお、文字の配列や図版等のレイアウトについては、学会誌編集委員会の判断で変更する場合がある。

7 投稿提出物

- (1) 投稿用紙
共同執筆の場合は、「会員番号」及び「著者氏名」、「Author's names」、「著者所属・職」の欄に、全員分の情報を記入する。その場合、先頭に書かれた者を筆頭（ファースト・

オーサー)とする。「Author's names」欄に記載する、姓は全て大文字、名は頭文字のみ大文字で、以下は小文字で表記する。例：鈴木弘→SUZUKI, Hiroshi

- (2)「投稿論文等執筆細則」に従って作成され、プリントアウトされた原稿4部
- (3)採択あるいは掲載可となった場合は、学会誌編集委員会が別途指示をする、文字データ及び図・表のデータ等

8 投稿締切日

- (1)「研究論文」及び「実践報告」の投稿は、毎年6月1日より受け付け、6月30日を締切日とする(当日消印有効)。締切日を過ぎたものは受理しない。
- (2)「研究ノート」、「資料」、「書評」、「書籍紹介」等の投稿は、毎年6月1日より受け付け、11月30日を締切日とする(当日消印有効)。締切日を過ぎたものは受理しない。

9 学会誌発行日

学会誌は、毎年1月31日を発行日とする。

10 学会誌掲載料

「研究論文」は、掲載料として一編につき20,000円を納付する。期日までに納付のない場合は掲載しない。学会誌に掲載された「研究論文」の投稿者には、学会誌を2部贈呈する(共同執筆の場合は筆頭著者にのみ)。

付 則

この規程は平成16年4月1日より施行する。

平成17年4月1日一部改正

平成20年4月1日一部改正

平成22年4月1日一部改正

平成24年4月1日一部改正

平成25年4月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成28年4月1日一部改正

令和4年4月1日一部改正

令和7年2月15日一部改正

投稿先

〒700-8530

岡山市北区津島中3-1-1

岡山大学 学術研究院教育学域 美術教育講座

日本美術教育学会 編集部

藤田雅也